

6 高都計第 263 号
令和 6 年 8 月 23 日

高知県行政書士会
代表者 様

高知県土木部 都市計画課長
(公印省略)

盛土規制法に基づく規制区域（案）の公表について（通知）

日頃から本県の都市計画行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
本県では、盛土規制法（宅地造成及び特定盛土等規制法）に基づく規制を令和 7 年 4 月 1 日より開始する予定としております。

このたび規制区域（案）を作成し、県都市計画課のホームページに掲載しましたのでお知らせします。

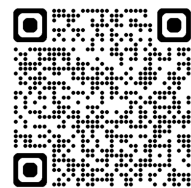
また、関係する会員等がある場合は周知していただきますようお願いいたします。

取引対象の宅地又は建物が盛土規制法に規定する宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域にある場合は、重要事項説明時に当該区域内の規制の概要について説明するのにあわせて、同法に関連する情報を掲載した県のホームページ等を紹介するなど、買主等が適切に情報収集できるよう努めていただきますようお願いいたします。

詳細は県都市計画課のホームページをご確認ください。

なお、高知市内は高知市長が規制区域を指定し、許可等を行いますので、高知市内に関する問い合わせは高知市都市計画課までお願いいたします。

○高知県土木部都市計画課ホームページ URL
<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024072300088/>



【連絡先】

高知県土木部都市計画課 盛土対策室

TEL : 088-823-9776 FAX : 088-823-9036

E-mail : 171701@ken.pref.kochi.lg.jp